

転載に関する手続

本学会の学会誌である「犯罪心理学研究」に掲載されている論文等を転載する場合には、条件に応じて、以下の「転載許可願（著者・所属機関用）」又は「転載許可願（著者・所属機関以外用）」に必要な事項を御記入いただき、下記の送付先宛てにメールに添付してお送りください。

なお、転載手続に必要な「転載許可願」の書式は、HPからダウンロードしてお使いください。

【御提出いただく書類及び書類提出後の流れ】

- 1 「転載許可願（著者・所属機関用）」を御提出いただく場合
 - (1) 申請者自身が執筆した論文等を、別の自著、申請者自身のホームページ、SNS、申請者の所属機関の機関誌等に転載する場合
 - (2) 転載元となる論文等の著者に代わり、著者の所属機関が申請者となり、所属機関の機関誌、ホームページ、SNS等に転載する場合
 - (3) 提出された書類に基づいて転載に必要な条件を満たしていることを確認した上で、転載を承認します（後日、担当者から御連絡します。）。ただし、本学会が不適切な転載と判断した場合は、承認を取り消すこともあります。

- 2 「転載許可願（著者・所属機関以外用）」を御提出いただく場合
 - (1) 上記1の(1)、(2)のいずれにも該当しない場合
 - (2) 提出された書類に基づいて転載の可否について検討した上で、後日、担当者から御連絡します。

【転載するための条件】

- ・「転載許可願（著者・所属機関用）」又は「転載許可願（著者・所属機関以外用）」を本学会に提出すること。
- ・転載元の著者の許諾を得ていること。
- ・転載先に出典を明記すること。
- ・J-STAGE上で公開されている論文のデータを利用して転載する場合は、該当論文のDigital Object Identifier (DOI) (DOIがなければURL)を記載すること。

【送付先】

「日本犯罪心理学会」編集委員会 事務担当
<jacp-edit@bunken.co.jp>